

令和6年第2回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和6年2月26日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時00分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	欠席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第6号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 専決処分報告について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、2番、3番にお願いします。

日程第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。1番、2番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。

委 員

はい。

議 長

それでは、一括審議とします。はじめに1番の申請地の状況について、5番より説明をお願いします。

5番

21日に現地を確認しました。場所は、〇〇の北側にある墓地の後ろに位置します。現地は草刈がしてあり、きれいな状態でした。

議 長

続いて2番の申請地の状況について、10番より説明をお願いします。

10番

24日に現地を確認しました。場所は、かわせみ街道を日和田山から高麗神社方面へ進み、〇〇のある所を北に約100m入った先になります。現地は耕耘されて、きれいな状態でした。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は、昭和50年頃から家庭菜園を初め、農協の農業塾でも農業の知識を習得し、現在は露地野菜を栽培する農業者です。

農業従事数は250日、譲受人の妻も150日以上従事しており、耕運機等の農機具を所有しており、農協の直売所などを販路としています。

申請地では、なす、きゅうりなどの露地野菜を作付けする計画です。

議 長

ただいま、担当委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

8番

農地法の改正により下限面積が廃止され、農地の取得に関しては、どのような基準で判断していくかを適正に行わないといけないと思います。当該譲受人は、農業塾の経験や現在の農業従事の状況などから農地を取得しても適正に活用できると判断できると思われませんが、今後、判断する上での基準については、考えておかなければならないと思います。

推進委員

農地を取得して、一定期間利用後に転用されてしまう恐れもあるので、取得させる判断は慎重に行っていくべきだと思います。

事 務 局

農地を取得させる判断については、その申請人が農地を有効に活用できるかどうかを判断することが重要になると思います。農業経験がない方であれば、農業者となるための研修期間のように、最初は農地を借りて経営し、その経営状況から取得について判断するなど、段階的に判断していくことが望ましいと思われまます。

また、推進委員が指摘されたことについても、慎重に判断していくことが必要と思いますので、申請人の状況や農地の立地等についても的確に確認し

1 番
事 務 局

ていきたいと思ひます。

譲受人が〇歳と高齢ですが、後継者はいるのでしょうか。

譲受人の息子が現在、農地所有適格法人で農業従事していますので、農地の経営は引き継がれていくと思ひれます。

13 番

譲受人は息子と一緒に農業をやっていた状況もあるので、今後の経営においても心配はないと思ひます。

議 長
委 員
議 長

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

日程第3 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

1番の議事について、本件担当の5番より申請地の状況について説明をお願いします。

5 番

昨日、現地を確認しました。場所は、〇〇の東側です。現地は防草シートが敷設してありました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は市内に本社を置く、自動車部品の製造及び加工等を行う事業者です。

譲受人において、提携会社の事業の影響で大量の型枠、溶接器具、製品台車等の保管が必要となり、既存工場敷地内に余裕がないため、保管場所等に不足が生じている状況です。

不足状況を解消するため、外部機関の倉庫借用等を検討しましたが、恒久的に保管場所を確保することを考え、敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至りました。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、既存敷地の2分の1を超えない拡張となることで例外規定に該当します。また、計画目的に必要性があると思ひれます。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

10 番

議 長
事 務 局

続いて2番の議事に入ります。本件担当の10番より申請地の状況について説明をお願いします。

24日に現地を確認しました。場所は、県道川越日高線の〇〇交差点の南側に位置します。現地は草刈を実施したような状態でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は現在、実家に父と2人で生活していますが、長男が父と同居する計画となったことで、自分の生活スペースが無くなってしまったため、自分の住宅を持ちたいとのことで今回の計画になりました。

住宅を建築する場所については、実家に近接した場所を望み、父が所有している申請地を紹介されたため、選定したとのことです。

申請地の農地区分は2農地となり、計画目的について妥当であると思われる。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第4 議案第6号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

議案1、本件について7番より申請地の状況について説明をお願いします。

7 番

24日に現地を確認しました。場所は、〇〇工場から県道川越日高線沿いにある〇〇へ向かう道路で、踏切の手前を東に入った先に位置します。現地はきれいな状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は令和2年6月に新規就農した方で、農業従事日数は300日となる農業者です。今回の申請は、更新をするための手続きとなり、引き続き、ごまを栽培する計画となっています。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。

委員
議長

日程第5 「専決処分の報告」について

日程第5 「専決処分の報告」について、農地法第5条第1項第6号が4件あります。

質疑がありましたらお願いします。

ありません。

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。